

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 昭和三十七年度開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱
- 木材業者及び製材業者の登録
- 計量器の定期検査
- 第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間
- 土地改良事業の認可
- 土地改良区の成立
- 土地改良事業計画書の縦覧

## ◇教委告示 定例教育委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第三百三三号

昭和三十七年度開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱

### (目的)

第一条 県は、開拓農業協同組合の事務の協同処理と促進し、その事務合理化を図るため、開拓農業協同組合に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規

則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるものはかこの要綱の定めるところによる。

(補助事業及び補助事業者)

第二条 前条に規定する補助金は、次の各号に掲げる事務を協同処理することを目的として合同事務所を設置する開拓農業協同組合に対し、交付するものとする。

- 一 組合の財務整理及び会計に関する業務
- 二 組合の開拓事業の実施に関する調査及び報告
- 三 組合の資金の借入、貸付及び償還
- 四 関係組合の連絡及び必要な指導

(合同事務所の設置基準)

第三条 補助の対象となる合同事務所は、次の各号に定める基準により設置しなければならない。

- 一 合同事務所は、原則として市町村ごとに設置するものとし、その設置場所は、市町村役場又は地元総合農業協同組合の事務所内に定め、関係機関の指導援助の受け入れに備えること。

二 合同事務所を設置しようとするときは、関係開拓農業協同組合長が事務の範囲、処理方法、設置期日、場所及び運営方法について協議を行ない、組合事務の協同処理の実施についての契約を締結すること。

三 合同事務所の維持管理及び組合事務の協同処理を行なうには、関係組合の理事をもつて組織する機関の決定によること。

四 合同事務所を代表するものは、関係組合のうちからこれを定め、合同事務所の代表組合とすること。

(補助金の額)

第四条 補助金の額は、合同事務所に必要な経費(役員及び専任職員の給料及び手当を除く。)の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第五条 規則第五条の規定に基づき、補助金の交付を申請する場合には、当該申請書に添付する事業計画書及び収支予算書は、それぞれ第一号様式及び第二号様式のとおりとする。

2 補助金の交付申請書の提出期限は、九月末日とする。

(実績報告書)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、第三号様式のとおりとする。

2 実績報告書は、年度終了後十日以内に提出しなければならない。

(第1号様式)

昭和37年度開拓農業協同組合事務合理化事業計画書

1 事業の目的

2 合同事務所の名称及び所在地

3 事業の内容

- (1) 関係組合名及び所在地
- (2) 代表者氏名及び代表組合名
- (3) 常任委員会委員及び職員

ばならない。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分事業の補助金に適用する。

区 分	人 員	摘 要
委員	員 名	
職員	員 名	
計	名	



（第3号様式）

昭和 年 月 日

住所

氏名

（組合代表者名）

㊟

鳥取県知事

殿

昭和37年度開拓農業協同組合事務合理化事業実績報告書

昭和 年 月 日鳥取県第 号で補助金交付決定通知があつた標記事業について事業を実施したので、規則第十八条の規定により報告します。

添付書類

- 1 事業実績
- 2 収支精算書

（註）この関係の様式は、それぞれ第一号様式、第二号様式に準ずるものとする。ただし、事業計画書の（6）項の証明書（写）は、添付する必要はない。

鳥取県告示第三百四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定により、昭和三十七年度木材業者及び製材業者として次の者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木材業者及び製材業者登録者名簿

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名
倉木第一号	昭三七、四、二三	倉吉市宮川町一四二ノ一	東伯林材株式会社 船越 正男
〳 第二号	〳	〳 岡田	倉吉製箸株式会社 森田 因善
〳 第三号	〳	〳 大正町一〇七五の二〇	大正林業合資会社 中村 政信
〳 第四号	〳	〳 大正町	鳥取県枕木協同組合 中村 政信
〳 第五号	〳	〳 河原町一九一一	中島 竹吉
〳 第六号	〳	〳 新町三丁目一一八一の一	鳥取木材有限会社 橋本 熒
〳 第七号	〳	〳 大正町一〇七五ノ二八	会見 正雄
〳 第八号	〳	〳 東伯郡泊村園	森永 茂治
〳 第九号	〳	〳 大栄町由良宿	竹藏喜八郎
〳 第一〇号	〳	〳 倉吉市河原町一七七一の二	有限会社 万屋材木店 本田 直市
〳 第一一号	〳	〳 上井一九〇	関西パーケット工業株式会社 藤井 政雄
〳 第一二号	〳	〳 岡田一〇	久米産業株式会社 桑本 忠
〳 第一三号	〳	〳 二三ノ二	東伯木工株式会社 尾崎 益三

第三二号	東伯町徳万	丸橋嘉賀男
第三三号	児好	平井清次郎
第三四号	徳方二八一ノ一	松田 敏彦
第三五号	下伊勢	山田 覚
第三六号	浦安	山本 良蔵
第三七号	赤碕町赤碕	入江 長治
第三八号	〃	蔵田 武
第三九号	〃	安田 英換
第四〇号	〃	趙川 劉金
第四一号	〃	福田 重治
第四二号	〃	池谷 敏治
第四三号	〃	池内 長寿
第四四号	二七 東郷町引地	宮本 幹雄
第四五号	〃	合資会社 宮本製材所
第四六号	〃	東郷木材有限公司
第四七号	〃	花見農業協同組合
第四八号	〃	泊村小浜二一一
第四九号	〃	小浜木毛有限公司
〃	東郷町藤津二二三	舎人製材有限公司
〃	〃	羽衣石
〃	〃	尾西 俊雄

第一四号	東伯郡北条町下神一八六ノ二	謙岐 義久
第一五号	倉吉市昭和町四六七ノ一	高田 義久
第一六号	〃 明治町	伊藤房之助
第一七号	東伯郡三朝町大瀬	牧田登龜雄
第一八号	倉吉市堺町一丁目	中田 一雄
第一九号	〃 上井	丹波 武男
第二〇号	〃 越中町	渡辺 栄
第二一号	〃 余戸谷町	山田 直義
第二二号	〃 岡田一二ノ一五	尾坂 富蔵
第二三号	〃 駄経寺七六ノ二	寿新建材有限公司
第二四号	〃 住吉町九八	株式会社 河田組
第二五号	〃 仲之町七七九ノ四	桑野木材有限公司
第二六号	〃 石塚	有限会社 宮脇木工所
第二七号	〃 福吉町一四〇四	晃正株式会社
第二八号	二五 東伯郡赤碕町赤碕一五三三	赤碕林産工業有限公司
第二九号	〃	〃
第三〇号	〃 東伯町八橋	馬野建設工業有限公司
第三一号	〃 赤碕町赤碕七六八の二	〃
〃	〃	馬野 勇
〃	〃	原 淳三
〃	〃	井木 国雄
〃	〃	浦辺 よし
〃	〃	宮脇 清重
〃	〃	桑野喜八郎
〃	〃	瀬尾 陽雄
〃	〃	河田 勉三
〃	〃	小木 之寿
〃	〃	尾坂 富蔵
〃	〃	山田 直義
〃	〃	渡辺 栄
〃	〃	丹波 武男
〃	〃	中田 一雄
〃	〃	牧田登龜雄
〃	〃	伊藤房之助
〃	〃	高田 義久
〃	〃	謙岐 義久

登録番号	登録年月日	住	製材業者	氏名
第五〇号	"	"	"	土海 重郎
第五一号	"	"	"	大谷 太郎
第五二号	"	"	中興寺三六	宮本 成行
第五三号	"	"	長和田五四二	松岡 善一
第五四号	"	泊村原六一〇	"	長 寿男
第五五号	"	倉吉市服部八〇三	石脇製材有限会社	石脇 章
第五六号	"	山根六三五	橋津産業株式会社	竹内 幸一
第五七号	"	東伯郡泊村石脇	石脇木毛有限会社	遠藤 幸正
第五八号	"	倉吉市岡田一五三	扶桑木材株式会社	桑本 重章
第五九号	"	三〇 東伯郡三朝町本泉三七一	"	米田 彰人
第六〇号	"	倉吉市伊木九三	"	涌島 克己
第六一号	"	上余戸	"	宮木喜代蔵
第六二号	"	大河内	"	佐々木 栄
倉製第一号	昭三七、四、二三	倉吉市宮川町一四二ノ一	東伯林材株式会社	船越 正男
第二号	"	東伯郡大栄町由良宿	有限会社 万屋材木店	竹藏喜八郎
第三号	"	倉吉市岡田二三の二	東伯木工株式会社	尾崎 益三

第四号	"	"	東伯郡北条町下神一八六ノ二	旭製材株式会社	讚岐 寛二
第五号	"	"	倉吉市昭和町四六七ノ一	"	高田 義久
第六号	"	"	上井	"	丹波 武男
第七号	"	"	岡田一二ノ一五	尾坂木材有限会社	尾坂 富蔵
第八号	"	"	石塚	桑野木材有限会社	桑野喜八郎
第九号	"	"	福吉町一四〇四	有限会社 宮脇木工所	宮脇 清重
第一〇号	"	"	東伯郡赤碕町赤碕一五三三	晃正株式会社	浦辺 よし
第一一号	"	"	東伯町浦安	金市林産工業株式会社	中本 孟志
第一二号	"	"	赤碕町赤碕	赤碕林産工業有限会社	井木 国雄
第一三号	"	"	東伯町八橋	"	原 淳三
第一四号	"	"	赤碕町赤碕七六八ノ一	馬野建設工業有限会社	馬野 勇
第一五号	"	"	東伯町児好	"	平井清次郎
第一六号	"	"	德万	"	丸橋寿賀男
第一七号	"	"	二八一ノ一	"	松田 敏彦
第一八号	"	"	赤碕町赤碕	"	入江 長治
第一九号	"	"	"	中伯木材株式会社	蔵田 武
第二〇号	"	"	東伯町釘	"	門脇 清蔵
第二一号	"	"	関金町堀二〇四一	関金町森林組合	福田 重治

第二二号	山口	池谷 敏治
第二三号	今西	渡瀬 次則
第二四号	関金宿	生田 一
第二五号	東郷町引地	宮本 幹夫
第二六号	中興寺	清水 嘉市
第二七号	泊村小浜二一	坂田 茂子
第二八号	東郷町藤津二二三	宮本 保
第二九号	羽衣石	尾西 俊雄
第三〇号	長和田	大谷 太郎
第三一号	中興寺	宮本 成行
第三二号	長和田五四二	松岡 善一
第三三号	泊村原六一〇	長 寿男
第三四号	倉吉市服部	石脇 章
第三五号	山根六三五	橋津産業株式会社
第三六号	東伯郡泊村石脇	石脇木毛有限公司
第三七号	倉吉市岡田一五三	扶桑木材株式会社
第三八号	東伯郡三朝町本泉	
第三九号	倉吉市大河内	
第四〇号	東伯郡大栄町六尾一六〇ノ一	三陽木材株式会社
		松田 安弘

**鳥取県告示第三百五号**

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、鳥取市の計量器定期検査を次のように実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和三十七年六月五日

検査期日	検査区域	検査場所
七月 九日	鳥取市	鳥取東高等学校
十日		修立小学校
十一日		遷喬
十二日		醇風
十三日		日進
十六日		計量検定所
十七日		明徳小学校
十九日		鳥取市設魚市場
二十日		
二十三日		

二十四日	鳥取市公民館賀露分館
二十五日	遷喬小学校
三十日	

備考 計量法第四百二十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十七年七月九日から八月八日までとする。

**鳥取県告示第三百六号**

昭和三十七年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十七年六月一日から同年八月三十一日までと定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十八条の規定に基づき告示する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第三百七号**

千代水土地改良区から申請のあつた新たに行なおうと

する土地改良事業（暗渠排水）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年六月五日認可した。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八号

宝木村水尻土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良事業（畑地かんがい）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年六月五日認可した。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九号

宝木村水尻土地改良区から申請のあつた新たに行な

うとする土地改良事業（かんがい排水）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年六月五日認可した。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十号

鳥取市岩吉 吉田忠晴ほか十四人の者から申請のあつた岩吉土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十七年六月五日成立した。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十一号

鳥取市西里仁 太田友治ほか十四人の者から申請のあつた西里仁土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法

律第九十五号）第十条の規定により昭和三十七年六月五日成立した。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十二号

鳥取市上原 藤原礼三ほか十四人の者から申請のあつた上原土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十七年六月五日成立した。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十三号

昭和三十七年三月十四日付で上北条土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（区画整理）事業については、審査の結果その計画を適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四

十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年六月五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

倉吉市井手畑 上北条土地改良区事務所

鳥取県告示第三百十四号

昭和三十七年三月一日付で東伯郡赤碓町から申請のあつた土地改良事業計画（高木地区かんがい排水）については、審査の結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により次のように縦覧に供する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗



- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写(高木地区)
- 二 縦覧期間  
昭和三十七年六月五日から二十日間とする。
- 三 縦覧場所  
東伯郡赤碓町役場

鳥取県告示第三百十五号

昭和三十七年四月三日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(水路改修)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧期間  
昭和三十六年五月五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

倉吉市上古川 天神野土地改良区事務所  
鳥取県告示第三百十六号

昭和三十七年三月三日付けで岩美郡国府町から申請のあつた土地改良事業計画(宮ノ下地区かんがい排水)については、審査の結果、適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により次のように縦覧に供する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写(宮ノ下地区)

二 縦覧期間

昭和三十七年六月五日から二十日間とする。

- 三 縦覧に供する場所  
岩美郡国府町役場

鳥取県告示第三百十七号

昭和三十七年三月一日付けで申請のあつた大灘土地改良区の事業計画変更(暗渠排水)については、審査の結果その変更を適当と認めためたので土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように土地改良事業変更計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧期間  
昭和三十七年六月五日から二十日間とする。
- 二 縦覧場所  
東伯郡大栄町大字瀬戸五十四番四地

大灘土地改良区事務所

鳥取県告示第三百十八号

昭和三十六年十二月十五日付けで米川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業(かん

がい排水)については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧期間  
昭和三十七年六月五日から二十日間とする。
- 二 縦覧場所  
米子市東町 米川土地改良区事務所

鳥取県告示第三百十九号

昭和三十七年二月十七日付けで申請のあつた、上北条土地改良区の事業計画(区画整理)の変更については、審査の結果、その計画変更を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条第四項の規定により次の

ように縦覧に供する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写

二 縦覧期間

昭和三十七年六月五日から二十日間とする。

三 縦覧場所

倉吉市井手畑十三番地

上北条土地改良区事務所

鳥取県告示第三百二十号

昭和三十七年三月三日付で岩美郡国府町から申請のめつだ土地改良事業計画(宮ノ下地区かんがい排水)については、審査の結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により次のように縦覧に供する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写(宮ノ下地区)

二 縦覧期間

昭和三十七年六月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

岩美郡国府町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一 日時 昭和三十七年六月七日 午前十一時

二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会会議室

三 議題

1 昭和三十七年度鳥取県育英奨学生決定について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市東町一丁目

〔定価 一部月極 二五〇円(郵送料共)〕